平成２４年（フ）第３３８号
静岡県磐田市二之宮1133番地　渡辺荘１号室、前住所長野県諏訪郡富士見町富士見3382番地７　アコールパレットＣ―102号
破産者　山口　　康
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
大阪市城東区東中浜８丁目２番７号、開始決定時の住所名古屋市千種区竹越２丁目６番25号　ガーデン香流３Ｃ号
破産者　デューポイント内田橋店こと@企画こと　佐々木和博
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５３号
名古屋市中川区高畑２丁目318　グリーンローズ201号室、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口33番地４
破産者　美創こと美創エクスプレスこと　新美　英人
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１６号
名古屋市港区当知１丁目1307番地
破産者　近藤　　猛
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
滋賀県草津市野村１丁目13番７号　野村ハウス310号
破産者　清水　和夫
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２８号
広島県福山市曙町３丁目25―17　レオパレスリヒトクライス205号室、前住所京都市南区唐橋赤金町60番地
破産者　井上こと　李　　良一
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
京都市伏見区久我森の宮町15番地５　北南ウィングＳ203
破産者　石田　直樹
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
京都府宮津市字波路2229番地
破産者　安田　永明
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５号
京都府宮津市字波路2229番地
破産者　安田　博美
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第８号
京都府京丹後市久美浜町浦明352番地の２
破産者　嶋貫　　勝
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２２６号
神戸市北区鈴蘭台南町１丁目５番９号
破産者　中藤　俊一
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南荒巻28番地13
破産者　阿部美枝子
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６４号
宮城県栗原市高清水来光沢２番地９
破産者　大沼　虎雄
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
宮城県栗原市志波姫堀口宮中96番地　ベルルームＢ棟102号
破産者　柴山　　亮
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
山形県西村山郡河北町谷地丁63番地の２、前住所山形県西村山郡河北町大字新吉田６番地
破産者　鹿野　邦子
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
破産者　近藤　龍良
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６４４号
神奈川県大和市中央林間１丁目10番３号　ヴィラ・グランドール103
破産者　澤玉美こと　崔　　玉梅
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７５号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑733番地２―706号　レクセルガーデン茅ヶ崎
破産者　横井山悟史
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部